治山林道課長

建設工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)に係る運用マニュアル (案) の改定について (通知)

このことについて、令和4年8月19日付け4高技管第221号で土木政策課長、技術管理課長から通知されています。

林業振興・環境部発注の森林土木工事においても、準用することとします。

なお、本通知に伴い、「工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)に係る運用マニュアル(暫定版)について(通知)」(平成20年8月11日付け20高治林第433号)、「資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について」(平成20年10月1日付け20高治林第540号)、「単品スライド条項の運用の拡充に伴う対応について(通知)」(平成20年12月18日付け20高治林第792号)及び「生コンクリートの価格変動に伴う建設工事請負契約書第25条第5項の適用について」(平成23年10月20日付け23高治林第951号)は、廃止します。

記

- 1 土木政策課長、技術管理課長通知の適用に当たっては、「土木政策課」は「治山林道課」に読み替える。
- 2 適用

令和4年7月27日以降に請求が行われたもの。